

企画提案指示書

1 委託する業務名

道産ワイン品質強化研修事業委託業務

2 業務の目的

北海道内のワイナリー数は令和5年1月末現在で55箇所と10年前の約3倍となっており、その背景には地球温暖化の影響により以前よりも高品質でかつ多種多様なぶどう品種が栽培可能になったことなどが要因の一つに挙げられる。その一方で、低温環境下でのぶどう栽培による生育障害や収量不足、また、新規参入率が高いことによる、ワイン醸造知識・技術の未修得に起因する一定基準の品質に満たないワインが散見されるなどといった課題も多い。

このことから、次世代を担う人材を育成し道産ワインの品質・ブランド向上を図るため、道内でワイン造りに携わる者に対して栽培・醸造技術及びマーケティングを中心とした経営力のレベルアップにつながる研修会を開催し、道産ワイン産業の将来を担う総合的な人材育成を実施する。

3 業務の内容

北海道内でワイン造りに携わる者等に対して、栽培・醸造技術及びマーケティングを中心とした経営力のレベルアップにつながる研修を実施する。実施にあたっては、北海道大学寄附講座「ニューヴェルヴァーグ研究室」や北海道大学「北海道ワイン教育研究センター」と連携し、講義内容の充実を図る。

また、受講者間のネットワークを構築し、下記コース間での意見交換や、産地づくりに向けた機運醸成を図るとともに、研修終了後のフォローアップの仕組みも構築する。

なお、委託業務については、カリキュラムの作成、講師の選定、会場の確保、アンケート、研修修了生氏名の報告、本事業に係るPRなど本研修の開催に係るすべての業務とする。

(1) 研修会の実施

研修の対象者、内容及び実施回数等は以下のとおりとする。

ア 研修内容

(ア) 新規参入コース（35講義程度）

- ・醸造用ぶどう栽培又はワイン醸造従事経験を有するが経験が浅い者（3年未満）を対象
- ・ぶどう栽培・ワイン醸造に必要な基礎的な講義を実施
- ・栽培・醸造技術について、道内外の研究機関やワイナリー、資材メーカー等との連携により講義を実施
- ・道内ぶどう農家との連携により道内ぶどう畑（受講生の園地を含む）における講義
- ・道内のワイナリーとの連携による醸造所見学及びディスカッションを伴う実務的な講義
- ・土壌分析などのブドウ栽培に係る環境要因に関する講義
- ・ワイン醸造に必要な理化学分析技術及び醸造機器や手法に関する実技講習
- ・マーケティングやワイナリーの経営に必要な基礎的な知識に関する講義

(イ) 高度専門コース（17講義程度）

- ・醸造用ぶどう栽培又はワイン醸造従事経験が豊富な者（3年以上）で、ワイナリーの経営に携わる者、経営に責任のある者又はそれに準ずる者を対象
- ・今後の環境変化を見据えた柔軟な対応が可能な人材を育成するための講義を実施
- ・研究機関等との連携による、栽培・醸造における高度なアカデミック講義
- ・海外を含めた先進事例及び研究事例の把握とディスカッション講義
- ・ワイナリーの持続的な経営に必要とされるマーケティング等の高度な知識に関する講義

(ウ) 共通講義

○マーケティング研修（5講義程度）

- ・新規参入・高度専門コースの受講生を対象
- ・地域に根付いた商品作りや、高品質なブドウやワインを安定的に作るための経営指導など、地域におけるワイン造りのキーパーソンとなる人材を育成する講義を実施

○道外研修（5講義程度）

- ・新規参入コース及び高度専門コースの受講生のうち希望する者を対象
- ・栽培・醸造技術及びマーケティングについて、講義を実施

○その他技術向上に資する講義（5講義程度）

- ・栽培・醸造技術に関してテーマを絞った実践的な講義を実施

○公開セミナー（2講義程度）

- ・経験を問わず、ワイン生産に興味のある方を対象に、栽培、醸造技術又は経営等について、基礎的なセミナーを実施

なお、各コースともに受講生からレポートを提出させ、修得度合いを確認すること。

イ 受講者数

新規参入コース20名程度、高度専門コース10名程度（公開セミナーは一般の方も対象に実施）

- (2) 受講生間のネットワーク構築
研修中及び研修終了後において受講生どうしが交流可能な場をつくり、受講生間のネットワークを構築する。
- (3) 研修終了後のフォローアップ
研修で学んだ内容の復習や質疑応答が可能な場をつくるなど、研修終了後のフォローアップの仕組みを構築する。
- (4) 成果物の提出
上記(1)の研修会の実施結果について、パンフレットを作成すること。
 - ア 納入形態
 - ・紙媒体（A4版）：300部（一部は、別途指示する関係機関等へ配布すること。）
 - ・電子媒体（CD-RまたはDVD-R）：1式（データ形式は、PDF版を作成の上、納品すること。）
 - イ 納入期限
別途指定する日
- (5) 成果物及び構成素材に関わる知的財産権等の取扱い
成果物及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に処理を行うこととし、その経費は委託費に含む。
なお、本事業に関する著作権（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、全て北海道に帰属するものとする。
- (6) 実績報告書
委託業務完了後に、実績報告書（別途指定する様式及び任意様式）を作成すること。
 - ア 納入形態
 - ・紙媒体（A4版）：5部
 - ・電子媒体（CD-RまたはDVD-R）：1式（データ形式は、PDF版を作成の上、納品すること。）
 - イ 納入期限
令和6年（2024年）3月5日（火）まで

4 契約の方法等

- (1) 契約方法
総合評価一般競争入札
- (2) 委託期間
契約締結日から令和6年(2024年)3月5日（火）まで

5 審査基準

審査は次の項目について評価するので、十分留意のうえ企画提案書を作成すること。

- (1) 業務遂行能力全般
 - ア 業務を実施するために必要かつ十分な体制となっているか。
 - イ 業務を効率的かつ効果的に実施できる全体スケジュールとなっているか。
 - ウ 北海道におけるブドウ栽培・ワイン醸造等の手法に精通しているなど、当該業務に携わるための十分な知識を有しているか。
- (2) 企画提案内容
 - ア 研修を実施するにあたり、講師選定は適切か。
 - イ 研修を実施するにあたり、道内ブドウ農家や道内研究機関、ワイナリー等との連携は適切か。
 - ウ 新規参入コースの研修は、栽培・醸造経験が浅い者を対象とした基礎的な講義内容になっているか。
 - エ 新規参入コースの研修は、土壌分析を通じた講義や理化学分析、醸造機器を用いた実技講習など、基本的な技術を習得できる内容になっているか。
 - オ 高度専門コースの研修は、環境変化に対応できるような新たな技術が習得できる実践的な講義内容になっているか。
 - カ 高度専門コースの研修は、海外を含めた先進事例に関する講義や、研究機関との連携によるアカデミックな講義が盛り込まれているか。
 - キ マーケティング・経営研修は、マーケティング力や経営力などの向上に資する実践的な研修内容となっているか。
 - ク 道外研修やその他技術向上に資する講義が組み込まれているか。
 - ケ 北海道大学寄附講座「ヌーヴェルヴァーグ研究室」や北海道大学「北海道ワイン教育研究センター」と連携した研修内容となっているか。
 - コ 受講者間等のネットワーク構築が図られるようにするとともに、研修終了後のフォローアップの仕組みの構築について工夫がされているか。

- (3) 実績
過去に同様の事業を実施したことがあるか。
- (4) 道施策との適合性
ア 「北海道働き方改革推進企業認定制度」における4つの認定グレード（ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定、ホワイト認定）のいずれかに該当しているか。
イ 「北海道働き方改革推進企業認定制度」における3つの認定グレード（ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定）のいずれかに該当し、同制度の評価基準にある「障がい者就労支援企業認証制度」（保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課実施）の一定以上の認証ポイントを取得しているか。
ウ 国が創設した「パートナーシップ構築宣言」を宣言しているか。

6 参加資格の要件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 法人若しくは法人以外の団体（以下、「法人等」という。）又は複数の法人等で構成する連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。
- (2) 法人等及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。
ア 道内に本社又は事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む）を有する法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人又は法人以外の団体であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人等を除く。
イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。
エ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
オ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を排除されていないこと。
カ 次に掲げる税の滞納又は未納がある者でないこと。
（ア）道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
（イ）本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
（ウ）消費税及び地方消費税
キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）
（ア）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
（イ）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
（ウ）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
ク コンソーシアムの構成員が、法人等又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。
- (3) コンソーシアムにおいては、(2)の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。
ア コンソーシアムを構成する法人等の間に明確な契約が存在すること。
イ 北海道から委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後5年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

7 道施策との適合性に関する事項

- (1) 「北海道働き方改革推進企業認定制度」及び「障がい者就労支援企業認証制度」に関する事項
道が実施している、「北海道働き方改革推進企業認定制度」の認定及び「障がい者就労支援企業認証制度」の認証を受けている場合は、該当の認定書（写し）や認証書（写し）を提出すること。
なお、コンソーシアムの場合は、各構成員に係る認定書（写し）や認証書（写し）を提出すること。
- (2) 「パートナーシップ構築宣言」に関する事項
国が実施している「パートナーシップ構築宣言」を宣言している場合は、該当の宣言書（写し）を提出すること。
なお、コンソーシアムの場合は、各構成員に係る宣言書（写し）を提出すること。

8 参加資格審査申請書等の提出

本入札への参加を希望するものは、参加資格審査申請書及び添付資料を提出すること。

- (1) 提出書類 参加資格審査申請書、添付資料（登記簿謄本（写）、納税証明書等）
(2) 様式 別添様式による。
(3) 提出部数 1部
(4) 提出期限 令和5年(2023年)4月10日（月）17時（必着）
(5) 提出場所 〒060-8588
札幌市中央区北3条西6丁目（北海道庁本庁舎9階）
北海道経済部食関連産業局食産業振興課 ブランド推進係（担当：岩元）
(6) 提出方法 持参または郵送（簡易書留または書留）による。
持参の場合の受付時間は、土日を除く平日の9時から17時までとする。

9 企画提案書等の提出

参加資格審査申請書の提出後、道から提出の要請を受けた者は、次のとおり必要な書類を提出すること。

- (1) 提出書類 企画提案書、付属資料
- (2) 様式 企画提案書は別添様式による。付属資料は、A4サイズとし、任意様式とする。
- (3) 提出部数 企画提案書、付属資料とも9部
※1部は、提案者名を記載したもの。残りの8部は、提案者名を記載しないもの。
企画提案書の文中に、提案者名を記載しないこと。
- (4) 提出期限 令和5年(2023年)4月13日(木)17時(必着)
- (5) 提出場所 8の(5)のとおり
- (6) 提出方法 持参または郵送(簡易書留または書留)による。
持参の場合の受付時間は、土日及び祝日を除く平日の9時から17時までとする。

10 総合評価審査委員会(ヒアリング)の実施

- (1) 参加者として選定した者から、総合評価審査委員会においてヒアリングを実施する。ヒアリングの日時及び場所は、別途通知する。
- (2) 企画提案書提出者数が5者を超える場合には、委員による書類選考を行う場合がある。
- (3) ヒアリングに参加しなかった提案者の提案は無効とする。

11 その他

- (1) 公募手続きにおいて使用する言語、通貨
日本語、日本円
- (2) 無効となる提出書類
企画提案書及び付属資料が次の事項の一つに該当する場合には無効となることがある。
 - ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
 - イ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - エ 虚偽の内容が記載されているもの。
- (3) その他
 - ア 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。
 - イ 提出された企画提案書等は、総合評価一般競争入札の目的以外には提出者に無断で使用しない。
なお、特定された者と契約を締結した後は、当該企画提案書等を成果品が納品される日まで閲覧に供する場合がある。
 - ウ 提出された書類は審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
 - エ 提出期限以降における企画提案書等の差し替え及び追加等は認めない。
 - オ 全ての提出書類は返却しない。
 - カ 本業務に係る質問は、企画提案書等の提出期限の日まで受け付けるものとする。

12 問い合わせ先、参加資格審査申請書及び企画提案書等の提出先

〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目(北海道庁本庁舎9階)

北海道経済部食関連産業局食産業振興課 ブランド推進係(担当:岩元)

電話 011-204-5138(内線26-828) ファクシミリ 011-232-8860